

通風筒の閉鎖装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 B 編, C 編及び CS 編

改正事項

通風筒の閉鎖装置に関する事項

改正理由

通風筒の閉鎖装置については、保守及び整備等が行き届かない部分も少なくないことから、毎年、ポート・ステート・コントロール（PSC）において数多くの腐食衰耗等の欠陥が指摘されている。本会としても、検査キャンペーンの実施等により対策を講じてきたが、依然として PSC での欠陥指摘数が減少していない。

このため、これらの閉鎖装置についての欠陥の早期発見のためには、定期検査時に通風筒の内部検査を実施するとともに、閉鎖装置を点検するための適当な手段を備えることが必要であると考えられる。

また、欠陥そのものを減少させるためには、閉鎖装置については耐食性を有することや、不適切な操作による閉鎖装置の損傷を防止するために注意銘板を設置すること等有効であると考えられる。

今般、通風筒及び同閉鎖装置に関する不具合を減少させるため、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 定期検査時に、規定する数の機関室及び貨物区域の通風筒について、内部検査を実施する旨を規定した。
- (2) 機関室及び貨物区域の通風筒には、通風筒の外側から閉鎖装置の開閉状態が確認できる指示器及び閉鎖装置を点検するための適当な手段を備える旨を規定した。
- (3) 機関室及び貨物区域の通風筒の閉鎖装置は、耐食性を有するもの又は適当な防食処理を施したものとする旨を規定した。
- (4) 機械式通風装置の閉鎖装置については、特に補強されている場合を除き、原則として通風機停止後に閉鎖する旨の注意銘板を設置することを規定した。